

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 23 日

各部局総務課長
各県民局総務企画室長
各県民センター県民交流室長

} 様

財務部県政改革課長

公益通報者保護制度の適正な運用について

公益通報者保護法の趣旨や本制度の重要性について、綱紀肅正通知等により全庁に周知がなされておりますが、消費者庁参事官（公益通報・協働担当）より、別添「行政機関における公益通報者保護法に係る対応の徹底について」（消公協第 113 号 令和 7 年 5 月 22 日）が通知されていることから、本県における適切な体制その他必要な措置がとられるよう、下記のとおりご対応をお願いします。

記

1 公益通報制度（外部の働いている人等からの通報対応）実施要領の改正

令和 7 年 4 月 1 日付で、総務部広報広聴課から財務部県政改革課に事務が移管されたことに伴い、外部の労働者等からの公益通報（2 号通報）に係る実施要領を改正しました。公益通報を覚知した職員等が公益通報事案を適正に対応できるように、各所属の職員等に対して周知をお願いします。

なお、「公益通報者保護法の一部を改正する法律案（R7.3.12 閣議決定）」が国会で審議されておりますが、通報者の保護のため、法定指針やガイドライン等の趣旨を踏まえて、職員等の公益通報（1 号通報）に係る「兵庫県職員公益通報制度実施要綱」についても現在改正を検討しています。

また、その他外部通報先（3 号通報）に係る公益通報についても、法の趣旨を踏まえて現在ご対応いただいているところですが、より具体的な対応方法について、今後検討を進めていきます。

2 職員等が安心して公益通報できる体制づくり

職員等がより安心して公益通報できるように、内部通報窓口に加えて、外部通報窓口（外部弁護士への直通）を設置するとともに、職員等向けのチラシ（別添 1）を作成していますので、各所属の職員等（通報者の要件を満たす者）に

広く周知していただきますよう、よろしくお願いします。

なお、通報対象事実の調査にあたっては、通報者が通報等をしたことにより、不利益な取扱いを受けないように、通報者の特定・探索、範囲外共有、利益相反者による事案調査等を行わない等、慎重に対応しています。また、法第 11 条第 1 項に定める「公益通報対応業務従事者」を書面により指定し、従事者に守秘義務に係る誓約書を求めるなど、厳格な制度運用を徹底しております。

[参考] [県ホームページ](#)、SharePoint 掲示板（[1号通報](#)／[2号通報](#)）

＊今後において、県ホームページや SharePoint 掲示板等に情報一元化を図り、一般県民や職員向けの情報を適宜更新しますので、ご確認をお願いします。

3 研修動画による制度理解の促進

令和 7 年 5 月 12 日（月）に、知事その他幹部職員（部長級・次長級）向けに実施した「令和 7 年度風通しの良い職場づくりのための県幹部職員研修」のうち、「公益通報者保護制度に関する研修動画（約 40 分）」を SharePoint 掲示板に掲示していますので、積極的に視聴いただくとともに、通報対応が必要な場合は、法の趣旨を理解し、適宜ご活用くださいますよう、よろしくお願いします。

[研修の動画] <https://youtu.be/59ZqmtTJWD8>

※資料につきましては、SharePoint 掲示板に掲示しています。

【問い合わせ先】

財務部県政改革課 企画運営班
（固定 2265）
（固定 2313）

kenseikaikaku@pref.hyogo.lg.jp